

関東森林管理局
製品生産仕様書

令和2年4月

第一章 一般的事項に関する仕様書

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、製品生産事業請負標準仕様書（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 239 号）（以下「標準仕様書」という。）に定めのない細部事項について、定めたものである。
- (2) 本仕様書に示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとし、特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先するものとする。

2 事業計画書

標準仕様書第 6 条第 1 項による事業計画書及び同第 2 項による変更計画書は、任意様式により作成するものとする。

3 指示、承諾、協議、確認、検査、立会

標準仕様書第 3 条第 2 項による様式は、様式第 1 号及び第 2 号とする。

4 生産資材及び仕掛品

- (1) 生産資材は、別に定める資材内訳のとおりとする。
- (2) 生産資材は、監督職員から引渡しを受けた後でなければ制作又は運搬することはできない。また、引渡しを受けたときには直ちに生産資材受領書（様式第 3 号）を提出するものとする。

5 支給材料及び貸与品

国有林野事業製品生産事業請負契約約款（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 238 号）（以下「契約約款」という。）第 15 条第 3 項による受領書、借用書の様式は、様式第 4 号及び第 5 号とする。

6 官 記号印の打入及び検知

- (1) 官 記号印の打入については、第三章「官 記号印の使用に関する仕様書」によるものとする。
- (2) 検知については、第五章「事業の実行に関する仕様書」によるものとする。

7 請負事業進行報告書

製品生産事業請負実行管理基準による請負事業進行報告書の様式は、様式第 6 号とする。

8 その他

- (1) 契約約款第 10 条第 1 項による現場代理人の通知は様式第 7 号とする。
- (2) 契約約款第 32 条第 1 項による事業完了届は様式第 8 号とする。
- (3) 契約約款第 38 条第 1 項による部分完了届は様式第 9 号とする。
- (4) 標準仕様書第 21 条による事故報告書は様式第 10 号とする。

第二章 請負金の確定及び部分払いに関する仕様書

1 請負金の確定（精算）

契約約款第 33 条による請負金の確定は、次の式により行うものとする。

$$\text{請負金確定額} = \text{直接費確定額} + \text{間接費確定額} + \text{消費税相当額}$$

(1) 直接費確定額

ア 直接費確定額は次の式により算定する。

$$\text{直接費確定額} = \text{直接費変動費単価} \times \text{検査合格数量累計} + \text{直接費固定費}$$

イ 直接費変動費単価及び検査合格数量累計は生産完了地点別（山元・最終別）に算出・集計する。

ウ 直接費変動費単価及び直接費固定費は、予定価格を構成する同単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額とする。

(2) 間接費確定額

ア 間接費確定額は次に式により算定する。

$$\text{間接費確定額} = (\text{直接費確定額} \div \text{直接費合計額}) \times (\text{諸経費金額} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$$

イ 直接費合計額、諸経費金額、労務関係費及び支給材料取扱経費は、予定価格を構成する各金額に落札比率を乗じて求めた額とする。

(3) 消費税相当額

消費税相当額は直接費確定額と間接費確定額の合計額に消費税率を乗じて求めた額とする。

(4) 精算

既に部分払金の支払がある場合は、請負金確定額から部分払金累計額を控除した額を、精算額（最終支払額）とする。

(5) 計算様式

別に定める請負代金確定算定書のとおりとする。

2 部分払

契約約款第 38 条による部分払金額の算定は、次のとおり行うものとする。

(1) 既済部分に対する部分払

既済部分に対する部分払は、指定中間検査場所（発注者の指定する工程の作業を終了した地点）における検査合格数量に対する部分払とし、その金額は次の式により算定する。

$$\text{部分払金} = (\text{a} + \text{b} + \text{c} + \text{消費税相当額}) \times 0.9$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{a} : \text{直接費変動費出来高} = \text{直接費変動費単価} \times \text{検査合格数量累計} \\ \text{b} : \text{直接費固定費出来高} = (\text{a} \div \text{a}') \times \text{b}' \\ \text{c} : \text{間 接 費 出 来 高} = \{(\text{a} + \text{b}) \div (\text{a}' + \text{b}')\} \times \text{c}' \\ \text{a}' : \text{直 接 費 変 動 費} = \text{予定価格を構成する同金額} \times \text{落札費率} \\ \text{b}' : \text{直 接 費 固 定 費} = \text{予定価格を構成する同金額} \times \text{落札費率} \\ \text{c}' : \text{間 接 費} = \text{予定価格を構成する同金額} \times \text{落札費率} \end{array} \right]$$

- ア 直接費変動費単価は当該指定中間工程までの単価とする。
- イ 直接費固定費出来高額（ b ）は直接費固定費（ b' ）の金額を上限とする。
- ウ 消費税相当額は、直接費変動費出来高額（ a ）、直接費固定費出来高額（ b ）及び間接費出来高額（ c ）の合計額に消費税率を乗じて求めた額とする。
- エ 既に部分払金の支払いがあり、再度部分払いをする場合にはこれを控除する。

(2) 完済部分に対する部分払

完済部分に対する部分払いは、生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その金額の算定は（1）に準ずる。

- ア 直接費変動費単価は生産完了地点別（山元・最終別）に算出・集計する。
- イ 直接費固定費出来高額（ b ）は直接費固定費（ b' ）の金額を上限とする。
- ウ 消費税相当額は、直接費変動費出来高額（ a ）、直接費固定費出来高額（ b ）及び間接費出来高額（ c ）の合計額に消費税率を乗じて求めた額とする。
- エ 既に部分払金の支払いがあり、再度部分払いをする場合にはこれを控除する。

(3) 計算様式

別に定める請負代金算定書のとおりとする。

第三章 官 記号印の使用に関する仕様書

1 使用する 官 記号印

請負者が本請負事業実行のため使用する 官 記号印は、別に定める貸付機械器具内訳書のとおりとする。

2 使用期間

請負者が使用する 官 記号印の最長使用期間は、事業着手の日から事業完了の日までとする。ただし、事業期間が延長された場合はこの使用期間も延長されたものとする。

3 引渡し

- (1) 官 記号印の引渡しは監督職員の指定する場所において行うものとする。
- (2) 請負者は 官 記号印の引渡しを受けたときは、直ちに別に定める貸付物品受領書を発注者に提出するものとする。

4 打入方法等

- (1) 原則として、造材作業終了後、速やかに素材の末口に打入するものとする。
- (2) 全幹材は原則として、集材作業終了後、速やかに元口に打入するものとする。
- (3) 低質材及び監督職員の指示がある場合は打入を省略できるものとする。

5 官 記号印の保管

引渡後の保管は請負者が行うこととし、亡失、又は損耗により使用不能となった場合は、直ちに監督職員にその内容を報告し、指示を受けるものとする。

6 官 記号印の返納

請負者は事業が完了し、又は事業完了前に 官 記号印の使用を要しなくなった場合は、別に定める借受物品返還書を提出し、返納するものとする。

第四章 製品生産事業請負損害補償基準

発注者は、天災その他不可抗力により重大な損害を生じた場合で、請負者が善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、契約約款第 30 条の 4 に基づき、その損害を補償するものとし、その損害額の算定は次によるものとする。

なお、損害数量の確認及び損害額の決定に当たっては、現地の状況を充分調査するとともに、請負者から資料の提出を求めて検討のうえ適正に積算するものとする。

1 負担対象

- (1) 検査済部分の損害については、検査合格数量を負担対象とする。
- (2) 検査未済部分の損害（搬出途上の損害を含む。）、仮設物及び通常妥当と認める林業機械器具等の損害の額については、検査職員又は監督職員が請負事業進行報告、記録写真、その他証拠書類によって、その損害を正当に確定しうる場合は負担の対象とする。
- (3) 受災によるかかり増し、すなわち素材流散回収、素材運搬う回、搬出道等施設復旧又は新設等に要する経費は負担の対象とする。

2 負担対象損害額等の算定

1 に定める負担対象の損害額等は以下により算定する。

- (1) 生産目的物の流出等回収不能の場合
請負経費内訳書の当該作業工程までの作業費単価合計×損害数量
- (2) 生産目的物の流散等回収かかり増しの場合
回収単価×回収数量
- (3) 生産目的物の運搬う回かかり増しの場合
運搬う回かかり増しの単価×運搬数量
- (4) 搬出道等施設復旧かかり増しの場合
復旧かかり増しの単価×復旧数量
- (5) 搬出道等施設新設かかり増しの場合
新設単価（請負経費内訳書の当該単価準用を原則とする。）×新設数量
- (6) その他
上記以外の作業で国の負担対象となる損害については実状に応じて適正に算定する。
- (7) 諸経費
上記（1）項より（6）項までによって算定された損害額等合計に原諸経費率を乗じて得た額の 70 パーセントとする。この場合における諸経費には、災害中の流出流散防止等に要した経費及び災害後の物資運搬う回等に要する経費を含むものとする。
- (8) 労務関係費、支給材料取扱経費
上記（2）項から（6）項までのかかり増しに要する労務関係費、支給材料取扱経費についてはその実状に応じ積算する。
- (9) 損害額は以上の合計額とする。

3 素材運搬に係る負担の対象及び損害額の算定

- (1) 発送に当たって素材の寄託が封印検知により処理され、到着に際し封印に異常ある場合は損害の対象とし、その額は次の式により算定する。ただし、あらかじめ監督職員に連絡し、その指示又は了承を得て処理した場合は損害の対象から除外する。

$$\text{損害額} = (\text{発送材積} - \text{到着材積}) \times \text{検査地点時価}$$

- ア 発送材積は当該材積とほぼ同様（樹種、長級等）の素材運搬の過去における一車当たり運搬実績に基づいて発注者が決定する。ただし、発注者は発送材積の決定に当たり、過去の運搬実績に基づくことが不相当と認められるときは新たに認定する。
- イ 検査地点時価は過去の運搬数量（樹種、長級等をほぼ同じくするもの）の実績に基づいて発注者が決定する。ただし、発注者は検査地点時価の決定に当たり、過去の運搬実績に基づくことが不相当と認められるときは新たに認定する。
- (2) 発送に当たって素材の寄託が本数検知により処理され、到着に際し本数に不足がある場合は、損害の対象とし、その額は次の式により算定する。

$$\text{損害額} = (\text{発送本数} - \text{到着本数}) \times 1 \text{本当たり平均材積} \times \text{検査地点時価}$$

- ア 1本当たり平均材積は当該素材とほぼ同様（樹種、長級等）の素材運搬の過去における実績に基づいて発注者が決定する。ただし、発送材積の決定に当たり、過去の運搬実績に基づくことが不相当と認められるときは新たに認定する。
- イ 検査地点時価は（1）にイに準ずる。

第五章 事業の実行に関する仕様書

1 伐 倒

(1) 伐採方法

標準仕様書第 27 条第 1 項にある、間伐における伐採方法で別途定めのある場合とは、次によるものとする。

ア 気象、地形条件等の理由により、定性（点状）間伐で選木が行われている場合。

イ 列状間伐と定性（点状）間伐の組み合わせによる変形列状間伐又はそれに準じる選木の場合。

(2) 伐採木の選定

請負者選木（請負者が行う標準地又は選木モデル以外の間伐木の選木）により伐採する場合においては、標準地又は選木モデルを熟知し適正に選木を行ったうえで、伐採標示のない立木の伐採を行うことができるものとする。

2 採 材

標準仕様書第 28 条による採材は、発注者が定めた造材寸法書に基づいて行うものとする。また、需要動向により変更がある場合は、その都度、監督職員が指示する。

3 薬剤散布作業

(1) 散布する樹種

ア 薬剤散布は虫菌害の発生しやすい樹種について行うものとする。ただし、低質材については行わない。

イ 薬剤の散布は虫菌害の発生しやすい時期に伐倒したものについて行うものとする。

(2) 薬剤の使用法

ア 薬剤の調合は監督職員の指示する割合によって行い、1 回の調合量は 1 日分使用見込み量を超えて行わないものとする。

イ 薬剤の保管に当たっては、直射日光、寒気、火気に直接さらさないようにし、なるべく冷暗所に保管することとし、関係者以外がみだりに持ち出せないような措置を講じておくものとする。

ウ 容器の洗浄に当たっては、下流に薬剤が流出しない方法で行うものとする。

(3) 散布場所及び時期

ア 散布の場所は原則として全幹集材作業にあつては全幹造材地点、普通集材作業にあつては造材地点とし、監督職員の指示により行うものとする。

イ 散布の時期は原則として造材直後に行うものとする。

ウ 雨中の散布は避け、雨中伐倒、造材したものは雨後速やかに行うものとする。

エ その他虫菌害の防止について必要があるときは監督職員の指示によるものとする。

(4) 散布方法

薬剤の散布は丸太の全面に均等に行い、木口面及び枝節の切口、トビロ等は特に丁寧に行うものとする。

4 巻 立

標準仕様書第 33 条による巻立は、発注者の定める極積基準書等に基づき実施することとし、事業途中で変更がある場合は、その都度、監督職員が指示する。

5 検知業務

請負事業に検知業務が含まれる場合は、別に定める検知業務仕様書により実施するものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者・請負者で協議して定めるものとする。